

六級		五級
1	最高検察庁の係長のうちその職務が困難なもの	1 最高検察庁の係長のうちその職務が比較的困難なもの 2 高等検察庁の係長のうちその職務が比較的困難なもの 3 公安調査庁の公安調査官である専門員のうちその職務が困難なもの 4 公安調査局の公安調査官である専門員のうちその職務が困難なもの 5 少年院の係長のうちその職務が困難なもの 6 海上保安庁本庁の内部部局の係長のうちその職務が比較的困難なもの 7 管区海上保安本部の係長のうちその職務が比較的困難なもの 8 大型巡視船の航海士のうちその職務が比較的困難なもの 9 中型巡視船の航海士のうちその職務が困難なもの

14	中型巡視船の航海士のうちその職務が特に困難なもの
13	中型巡視船の航海長のうちその職務が標準的なもの
12	大型巡視船の航海士のうちその職務が困難なもの
11	管区海上保安本部の係長のうちその職務が困難なもの
10	管区海上保安本部の課長補佐のうちその職務が標準的なもの
9	海上保安庁本庁の内部部局の係長のうちその職務が困難なもの
8	少年院の課長のうちその職務が標準的なもの
7	公安調査局の公安調査官である専門員のうちその職務が特に困難なもの
6	公安調査局の統括調査官のうちその職務が標準的なもの
5	公安調査局の課長補佐のうちその職務が標準的なもの
4	公安調査庁の公安調査官である専門員のうちその職務が特に困難なもの
3	高等検察庁の係長のうちその職務が困難なもの
2	高等検察庁の課長補佐のうちその職務が標準的なもの

八級	七級
<p>2 最高検察庁の課長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>1 最高検察庁の課長補佐のうちその職務が困難なもの</p>	<p>1 最高検察庁の課長補佐のうちその職務が標準的なもの</p> <p>2 最高検察庁の課長補佐のうちその職務が困難なもの</p> <p>3 公安調査庁の課長補佐のうちその職務が標準的なもの</p> <p>4 公安調査庁の統括調査官のうちその職務が標準的なもの</p> <p>5 公安調査局の課長補佐のうちその職務が困難なもの</p> <p>6 公安調査局の統括調査官のうちその職務が困難なもの</p> <p>7 少年院の課長のうちその職務が困難なもの</p> <p>8 海上保安庁本庁の内部部局の課長補佐のうちその職務が標準的なもの</p> <p>9 管区海上保安本部の課長補佐のうちその職務が困難なもの</p> <p>10 大型巡視船の航海士のうちその職務が特に困難なもの</p> <p>11 中型巡視船の航海長のうちその職務が比較的困難なもの</p>

九級	
<p>2 公安調査局の課長のうちその職務が困難なもの</p> <p>1 高等検察庁の課長のうちその職務が困難なもの</p>	<p>13 中型巡視船の航海長のうちその職務が困難なもの</p> <p>12 中型巡視船の船長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>11 大型巡視船の航海士のうちその職務が極めて困難なもの</p> <p>10 大型巡視船の航海長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>9 管区海上保安本部の課長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>8 海上保安庁本庁の内部部局の課長補佐のうちその職務が困難なもの</p> <p>7 少年院の課長のうちその職務が特に困難なもの</p> <p>6 公安調査局の首席調査官のうちその職務が標準的なもの</p> <p>5 公安調査局の課長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>4 公安調査庁の統括調査官のうちその職務が困難なもの</p> <p>3 公安調査庁の課長補佐のうちその職務が困難なもの</p>

十級	<ol style="list-style-type: none"> 3 公安調査局の首席調査官のうちその職務が困難なもの 4 少年院の長のうちその職務が標準的なもの 5 管区海上保安本部の課長のうちその職務が困難なもの 6 大型巡視船の船長のうちその職務が標準的なもの 7 大型巡視船の航海長のうちその職務が困難なもの 8 中型巡視船の船長のうちその職務が困難なもの
十一級	<ol style="list-style-type: none"> 1 最高検察庁の課長のうちその職務が標準的なもの 2 公安調査局の部長のうちその職務が標準的なもの 3 少年院の長のうちその職務が重要なもの 4 管区海上保安本部の部長のうちその職務が標準的なもの 5 大型巡視船の船長のうちその職務が困難なもの

備考	<p>3 大型巡視船の船長のうちその職務が特に困難なもの</p>
<p>一 この表は、最高検察庁、高等検察庁、公安調査庁、公安調査局又は海上保安庁の官職その他これらに類する官職で、内閣総理大臣が定める官職及び当該官職を占める職員に適用する。</p> <p>二 この表において「巡視船」とは、海上保安庁の海上における治安を維持するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶をいう。</p> <p>三 この表において「部長」、「課長」又は「係長」とは、それぞれ部、課又は係の長をいう。</p> <p>四 この表において「首席調査官」とは、統括調査官を管理することをその職務とする官職をいう。</p> <p>五 この表において「航海長」とは、船長の職務上の命令に従い、航海士を管理することをその職務とする官職をいう。</p> <p>六 この表において「課長補佐」とは、課長を補佐することをその職務とする官職をいう。</p> <p>七 この表において「統括調査官」とは、専門員を管理することをその職務とする官職をいう。</p>	

<p>八 この表において「専門員」とは、統括調査官の職務上の命令に従い、事務に従事することをその職務とする官職をいう。</p> <p>九 この表において「係員」とは、係長の職務上の命令に従い、事務に従事することをその職務とする官職をいう。</p> <p>十 この表において「航海士補」とは、航海士を補佐することをその職務とする官職をいう。</p>

別表第五 海事職能力等級表（第六条関係）

イ 海事職能力等級表（一）

能力等級	標準的な官職
一級	<p>1 大型船舶の航海士のうちその職務が定型的なもの</p> <p>2 中型船舶の航海士のうちその職務が定型的なもの</p>
二級	<p>1 大型船舶の航海士のうちその職務が標準的なもの</p> <p>2 中型船舶の航海士のうちその職務が標準的なもの</p>
三級	<p>1 大型船舶の航海士のうちその職務が比較的困難なもの</p>

ロ 海事職能力等級表（二）

能力等級	標準的な官職
七級	<p>大型船舶の船長のうちその職務が困難なもの</p>
六級	<p>1 大型船舶の船長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>2 大型船舶の航海士のうちその職務が極めて困難なもの</p>
五級	<p>1 大型船舶の航海士のうちその職務が特に困難なもの</p> <p>2 中型船舶の船長のうちその職務が困難なもの</p> <p>3 中型船舶の航海士のうちその職務が特に困難なもの</p>
四級	<p>1 大型船舶の航海士のうちその職務が困難なもの</p> <p>2 中型船舶の船長のうちその職務が標準的なもの</p>
三級	<p>2 中型船舶の航海士のうちその職務が困難なもの</p>

備考 この表は、この表に定める官職その他これらに類する官職（公安職能力等級表（二）の適用を受ける官職を除く。）で、内閣総理大臣が定める官職及び当該官職を占める職員に適用する。

一級	1 大型船舶の乗組員のうちその職務が定型的なもの 2 小型船舶の乗組員のうちその職務が定型的なもの
二級	1 大型船舶の乗組員のうちその職務が標準的なもの 2 小型船舶の乗組員のうちその職務が標準的なもの
三級	1 大型船舶の乗組員のうちその職務が比較的困難なもの 2 小型船舶の乗組員のうちその職務が困難なもの
四級	1 大型船舶の乗組員のうちその職務が困難なもの 2 小型船舶の船長のうちその職務が標準的なもの
五級	1 大型船舶の乗組員のうちその職務が特に困難なもの 2 小型船舶の乗組員のうちその職務が特に困難なもの
六級	大型船舶の乗組員のうちその職務が極めて困難なもの
備考	この表は、船舶に乗り組むことをその職務とする官職（行政職能力等級表(二)、公安職能力等級表(二)）又は海事職能力等級表(一)の適用を受ける官職を除く。(一)で内閣総理大臣が定める官職及び当該官職を占める職員に適用する。

別表第六 教育職能力等級表（第六条関係）

イ 教育職能力等級表(一)

能力等級	標準的な官職
一級	文教研修施設の助手のうちその職務が定型的なもの
二級	文教研修施設の助手のうちその職務が標準的なもの
三級	文教研修施設の講師のうちその職務が標準的なもの
四級	文教研修施設の助教授のうちその職務が標準的なもの
五級	文教研修施設の教授のうちその職務が標準的なもの
備考	この表は、文教研修施設の官職その他これらに類する官職で、内閣総理大臣が定める官職及び当該官職を占める職員に適用する。

ロ 教育職能力等級表(二)

能力等級	標準的な官職
一級	看護師養成所の講師のうちその職務が定型的なもの
二級	看護師養成所の講師のうちその職務が標準的なもの
備考 この表は、看護師養成所の官職その他これらに類する官職で、内閣総理大臣が定める官職及び当該官職を占める職員に適用する。	

別表第七 研究職能力等級表（第六条関係）

能力等級	標準的な官職
一級	研究補助員のうちその職務が標準的なもの
二級	研究員のうちその職務が標準的なもの
三級	1 室長のうちその職務が標準的なもの 2 研究員のうちその職務が比較的困難なもの
四級	1 室長のうちその職務が比較的困難なもの 2 研究員のうちその職務が困難なもの

五級	備考
1 試験研究機関の長のうちその職務が標準的なもの 2 室長のうちその職務が困難なもの 3 研究員のうちその職務が特に困難なもの	<p>一 この表は、試験研究機関の官職その他これらに類する官職で、内閣総理大臣が定める官職及び当該官職を占める職員に適用する。</p> <p>二 この表において「室長」とは、室の長をいう。</p> <p>三 この表において「研究員」とは、試験研究機関において試験研究又は調査研究に従事することをその職務とする官職をいう。</p> <p>四 この表において「研究補助員」とは、研究員の職務上の命令に従い、補助的な試験研究又は調査研究に従事することをその職務とする官職をいう。</p>

別表第八 医療職能力等級表（第六条関係）

イ 医療職能力等級表(一)

能力等級	標準的な官職
一級	1 主として診療に従事することをその職務とする医師のうちその職務が標準的なもの 2 主として診療に従事することをその職務とする歯科医師のうちその職務が標準的なもの
二級	療養所の診療科長のうちその職務が標準的なもの
三級	1 療養所の長のうちその職務が標準的なもの 2 療養所の診療科長のうちその職務が困難なもの
四級	療養所の長のうちその職務が重要なもの
備考	一 この表は、療養所、診療所その他これらに類する機関の医師又は歯科医師に係る官職で内閣総理大臣が定める官職及び当該官職を占める職員に適用する。 二 この表において「診療科長」とは、診療科の長をいう。

医療職能力等級表(二)

能力等級	標準的な官職
一級	1 栄養士である専門員のうちその職務が定型的なもの 2 理学療法士である専門員のうちその職務が定型的なもの 3 歯科衛生士のうちその職務が定型的なもの
二級	1 薬剤師である専門員のうちその職務が定型的なもの 2 栄養士である専門員のうちその職務が標準的なもの 3 理学療法士である専門員のうちその職務が標準的なもの 4 歯科衛生士のうちその職務が標準的なもの
三級	1 薬剤師である専門員のうちその職務が標準的なもの 2 栄養士である専門員のうちその職務が比較的困難なもの 3 理学療法士である専門員のうちその職務が比較的困難なもの 4 歯科衛生士のうちその職務が比較的困難なもの

ハ 医療職能力等級表(三)

能力等級	標準的な官職	備考
一級	准看護師のうちその職務が標準的なもの	<p>一 この表は、療養所、診療所その他これらに類する機関の薬剤師、栄養士、理学療法士、歯科衛生士その他医療に係る官職（医療職能力等級表(一)又は医療職能力等級表(三)の適用を受ける官職を除く。）で内閣総理大臣が定める官職及び当該官職を占める職員に適用する。</p> <p>二 この表において「薬局の長」、「栄養管理室長」又は「理学療法士長」とは、それぞれ薬剤師、栄養士又は理学療法士を管理することをその職務とする官職をいう。</p> <p>三 この表において「専門員」とは、薬局の長、栄養管理室長又は理学療法士長の職務上の命令に従い、事務に従事することをその職務とする官職をいう。</p>
二級	<p>1 看護師のうちその職務が標準的なもの</p> <p>2 保健師のうちその職務が標準的なもの</p>	

四級	<p>1 薬剤師である専門員のうちその職務が比較的困難なもの</p> <p>2 栄養管理室長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>3 栄養士である専門員のうちその職務が困難なもの</p> <p>4 理学療法士長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>5 理学療法士である専門員のうちその職務が困難なもの</p>
五級	<p>1 薬局の長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>2 薬剤師である専門員のうちその職務が困難なもの</p> <p>3 栄養管理室長のうちその職務が比較的困難なもの</p> <p>4 理学療法士長のうちその職務が比較的困難なもの</p>
六級	<p>1 薬局の長のうちその職務が比較的重要なもの</p> <p>2 栄養管理室長のうちその職務が困難なもの</p>
七級	<p>薬局の長のうちその職務が重要なもの</p>
八級	<p>薬局の長のうちその職務が特に重要なもの</p>

七級	看護部長又は総看護師長のうち、その職務が重要なもの
六級	看護部長又は総看護師長のうち、その職務が比較的重要なもの
五級	1 看護部長又は総看護師長のうち、その職務が標準的なもの 2 副看護部長又は副総看護師長のうち、その職務が困難なもの
四級	1 副看護部長又は副総看護師長のうち、その職務が標準的なもの 2 看護師長のうちその職務が困難なもの
三級	看護師長のうちその職務が標準的なもの
二級	3 助産師のうちその職務が標準的なもの
備考	<p>一 この表は、療養所、診療所その他これらに類する機関の准看護師、看護師、保健師、助産師その他これらに類する官職で内閣総理大臣が定める官職及び当該官職を占める職員に適用する。</p> <p>二 この表において「看護部長」又は「総看護師長」とは、それぞれ療養所の看護に関する部又は課の長をいう。</p>

別表第九 福祉職能力等級表（第六条関係）

能力等級	標準的な官職
一級	<p>1 身体障害者更生援護施設又は児童福祉施設（以下この表において「身体障害者更生援護施設等」という。）の生活指導員のうちその職務が定型的なもの</p> <p>2 身体障害者更生援護施設等の児童指導員のうちその職務が定型的なもの</p> <p>3 身体障害者更生援護施設の介護員のうちその職務が標準的なもの</p> <p>4 児童福祉施設の児童自立支援専門員のうちその職務が定型的なもの</p>
二級	<p>1 身体障害者更生援護施設等の生活指導員のうちその職務が標準的なもの</p> <p>2 身体障害者更生援護施設等の児童指導員のうちその職務が標準的なもの</p>

備考	三級	<p>1 身体障害者更生援護施設等の生活指導員のうちその職務が比較的困難なもの</p> <p>2 身体障害者更生援護施設等の児童指導員のうちその職務が比較的困難なもの</p> <p>3 児童福祉施設の寮長のうちその職務が標準的なもの</p>
	四級	<p>1 身体障害者更生援護施設等の課長のうちその職務が標準的なもの</p> <p>2 身体障害者更生援護施設等の生活指導員のうちその職務が困難なもの</p> <p>3 身体障害者更生援護施設等の児童指導員のうちその職務が困難なもの</p> <p>4 児童福祉施設の寮長のうちその職務が困難なもの</p>
	五級	<p>身体障害者更生援護施設等の課長のうちその職務が比較的困難なもの</p>
	六級	<p>身体障害者更生援護施設等の課長のうちその職務が困難なもの</p>
備考		<p>一 この表は、身体障害者更生援護施設等の官職その他これらに類する官職で、内閣総理大臣が定める官職及び当該官職を占める職員に適用する。</p> <p>二 この表において「課長」又は「寮長」とは、それぞれ課又は寮の長をいう。</p> <p>三 この表において「生活指導員」、「児童指導員」、「介護員」又は「児童自立支援専門員」とは、身体障害者更生援護施設等の課長の職務上の命令に従い、それぞれ生活指導、児童の指導、介護又は児童の自立支援に関する事務に従事することをその職務とする官職をいう。</p>

別表第十 指定幹部職能力等級表（第六条関係）

特級	能力等級	標準的な官職
	1	事務次官
	2	外局の長
	3	本省内部部局の局長
	4	管区機関の長のうちその職務が重要なもの
	5	文教研修施設の長のうちその職務が重要なもの
	6	試験研究機関の長のうちその職務が重要なもの

	7 療養所の長のうちその職務が特に重要なもの
備考 一 この表は、この表に定める官職その他これらに類する官職で、内閣総理大臣が定める官職及び当該官職を占める職員に適用する。 二 この表において「本省内部部局」とは、府省の内部部局をいう。 三 この表において「管区機関」とは、二以上の府県の区域を管轄区域とする地方支分部局をいう。	